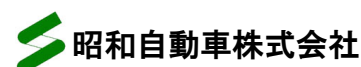


2022 年度 運輸安全マネジメントの取組み



弊社は昭和 12 年創業以来、「輸送の安全確保」を事業経営の最重要事項とし、安全なくしてバス事業の存立はあり得ないことを深く認識し、経営トップをはじめ全社員が一丸となり、安全管理体制の構築、実施および維持に関する取組みで、日々 安全輸送の向上に努めます。

企業理念である「人にやさしい昭和バス」をモットーに社員一人ひとりが、お客様をはじめ地域社会に貢献すべく、安心・安全運行できるよう下記の事業を推進して参ります。

2022 年度 輸送の安全に関する件

1. 基本方針

運輸事業者の最優先使命は「安全輸送」であることを認識し、経営トップをはじめ全社員が一丸となり、安全管理体制の構築および維持に関する取組みで日々、安全輸送の向上に努める。

2. 安全方針

- (1) お客様の命をお預かりしている事を認識する
- (2) 法令及び規則を守り職務を遂行する
- (3) 憶測に頼らず必ず確認する

3. 重点施策

- (1) 交通法令遵守
 - ・ 法定速度の遵守
 - ・ 安全車間距離の保持
 - ・ イエローストップ
- (2) 安全確認の徹底
 - ・ 交差点内事故防止
 - ・ バック事故の削減
 - ・ 車内事故の撲滅
- (3) 飲酒運転撲滅
 - ・ 啓発活動（営業所巡回、掲示物発行）

4. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 2021 年度有責事故（本部審議事故）削減目標及び実績

2021 年度	有責事故	重点事故		
		バック事故	車内事故	重大事故
削減目標	20 件以内	0 件	0 件	0 件
実績	19 件	15 件	4 件	0 件

(2) 2022 年度有責事故（本部審議事故）削減目標

2022 年度	有責事故	重点事故		
		バック事故	車内事故	重大事故
削減目標	19 件以内	0 件	0 件	0 件

(3) 2021 年度重大事故発生件数（自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計）発生はございません。

(4) 2021 年度の行政処分

行政処分および行政処分該当事案の発生はございません。

5. 内部監査の結果

2021 年度において、伊万里支所（バス部門）・唐津営業所（タクシー部門）の内部監査を実施し、不適合でない状況を確認しております。

6. 安全管理組織図

安全管理規程に掲載しております。

7. 事故・災害など緊急時の連絡体制

安全管理規程に掲載しております。

8. 輸送の安全に関する計画

(1) 輸送の安全に関する運動（各季の交通安全運動、期間中は安統管による現場巡視および指導を実施）

(2) 安全に関する会議および委員会の開催

- ・運輸安全管理委員会（年間 4 回）
- ・本部事故審議（年間 4 回）
- ・事故防止対策委員会（年間 8 回）
- ・整備管理委員会（年間 8 回）
- ・飲酒運転防止対策委員会（年間 8 回）
- ・マナー向上委員会（年間 8 回）

(3) 安全輸送の総点検（実施日：毎月第一月曜日）

各営業所にて安全・安心な輸送を推進するため、全社統一の点検日および点検項目を定め、月単位で確認し改善を図る。

- ・適正な運行管理（運行管理に関する帳簿管理・点呼実施状況、他）
- ・乗務員の健康管理
- ・飲酒運転撲滅
- ・5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の実施
- ・各種懸案事項と事業計画の進捗状況の確認

9. 輸送の安全に関する教育

(1) 運転士教育

- ・新任運転士教育（入社時に実施）
- ・若年運転士教育（勤続 3 年以下の運転士対象）
- ・貸切バス運転士教育（年間 1 運転士 2 回受講）

- ・乗合バス運転士教育（年間 1 運転士 1 回受講）
 - ・郵務員教育（年間 1 乗務員 1 回受講）
 - ・苦情および事故惹起者に対する教育（適時実施）
- (2) ガイド教育（年間 1 乗務員 2 回受講）
- (3) 運行管理者研修（年間 1 管理者 1 回受講）

10. その他

エコドライブの推進

安全運転に加え、省燃費運転でコスト削減および CO2 削減の環境施策に取り組みます。

11. 安全管理規程

別紙に掲載しております。

安全管理規程

令和元年07月21日 改正

昭和自動車株式会社

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法

< 第一章 総 則 >

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は道路運送法第二十二條の二の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

< 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等 >

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用の支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育、研修に関する計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 第三条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

＜ 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制 ＞

（社長等の責務）

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者
- 2 事故防止対策委員長は、安全統括責任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、事故防止対策委員を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。
- 4 運輸安全管理委員会
輸送の安全を確保するために遵守する事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とし、バス部門、タクシー部門それぞれに設置する「事故防止対策委員会」、「飲酒運転防止対策委員会」、「整備管理委員会」、「マナー向上委員会」で構成される。
- 5 事故防止対策委員会
発生した事故の反省をするとともに、その原因を究明し事故の再発防止に努めることを目的とし、併せて事故の審査も行う。（バス、タクシーそれぞれ部門別に委員会を構成）
- 6 飲酒運転防止対策委員会
飲酒運転の防止に努め運送事業者としての社会的使命と飲酒に関わる事故の撲滅を図ることを目的とする。（バス、タクシーそれぞれ部門別に委員会を構成）
- 7 整備管理委員会
発生した車両故障の原因を究明し、車両の安全の確保及び環境保全等を図ることを目的とする。（バス、タクシーそれぞれ部門別に委員会を構成）
- 8 マナー向上委員会
苦情や要望を受け、改善策をこうじて再発防止に努め、乗客の利便性を図ることを目的とする。（バス、タクシーそれぞれ部門別に委員会を構成）

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適切に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

< 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法 >

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者へ伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指定する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定め輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規定、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は類別にファイル化し、内部監査、監督官庁による外部監査に対し、的確に縦覧できるように努める。

＜ 運輸安全管理委員会メンバー ＞

委員長	・・・	安全統括管理者	1
委員	・・・	乗合事業部（部門長）	1
委員	・・・	貸切事業部（部門長）	1
委員	・・・	タクシー事業部（部門長）	1
委員	・・・	管理本部（部門長）	1
委員	・・・	整備事業部（部門長）	1
委員	・・・	唐津営業所（所長）	1
委員	・・・	佐賀営業所（所長）	1
委員	・・・	福岡営業所（所長）	1
委員	・・・	伊都営業所（所長）	1
委員	・・・	昭和バス労組（執行委員長）	1
委員	・・・	C S 推進課（部門長）事務局	1

1 2 名

※ 事情により関係者の出席を求めることがある

＜ 事故防止対策委員会メンバー ＞

＜ 飲酒運転防止対策委員会メンバー ＞

＜ 整備管理委員会メンバー ＞

＜ マナー向上委員会メンバー ＞

＜ バス部門 ＞

＜ タクシー部門 ＞

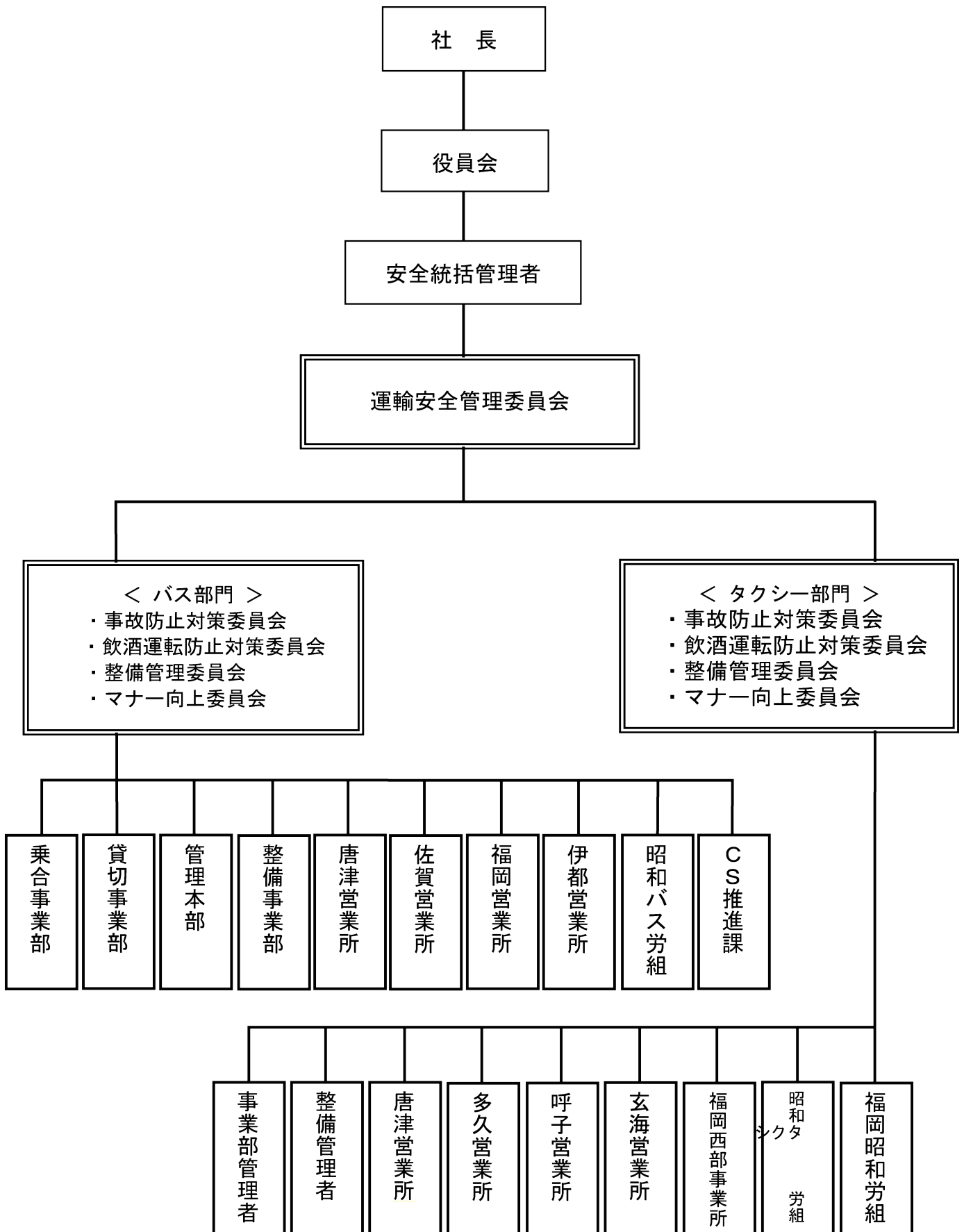
委員長	・・・	安全統括管理者	1	委員長	・・・	安全統括管理者	1
委員	・・・	乗合事業部（部門長）	1	委員	・・・	事業部管理者	2
委員	・・・	貸切事業部（部門長）	1	委員	・・・	整備管理者（部門長）	1
委員	・・・	管理本部（部門長）	1	委員	・・・	唐津営業所（所長）	1
委員	・・・	整備事業部（部門長）	1	委員	・・・	多久営業所（所長）	1
委員	・・・	唐津営業所（所長）	1	委員	・・・	呼子営業所（所長）	1
委員	・・・	佐賀営業所（所長）	1	委員	・・・	玄海営業所（所長）	1
委員	・・・	福岡営業所（所長）	1	委員	・・・	福岡西部事業所（所長）	1
委員	・・・	伊都営業所（所長）	1	委員	・・・	昭和タクシー労組（委員長・書記長）	2
委員	・・・	昭和バス労組（執行委員長）	1	委員	・・・	福岡昭和労組（委員長・副委員長）	2
委員	・・・	C S 推進課（部門長）事務局	1				

1 3 名

1 1 名

※ 事情により関係者の出席を求めることがある

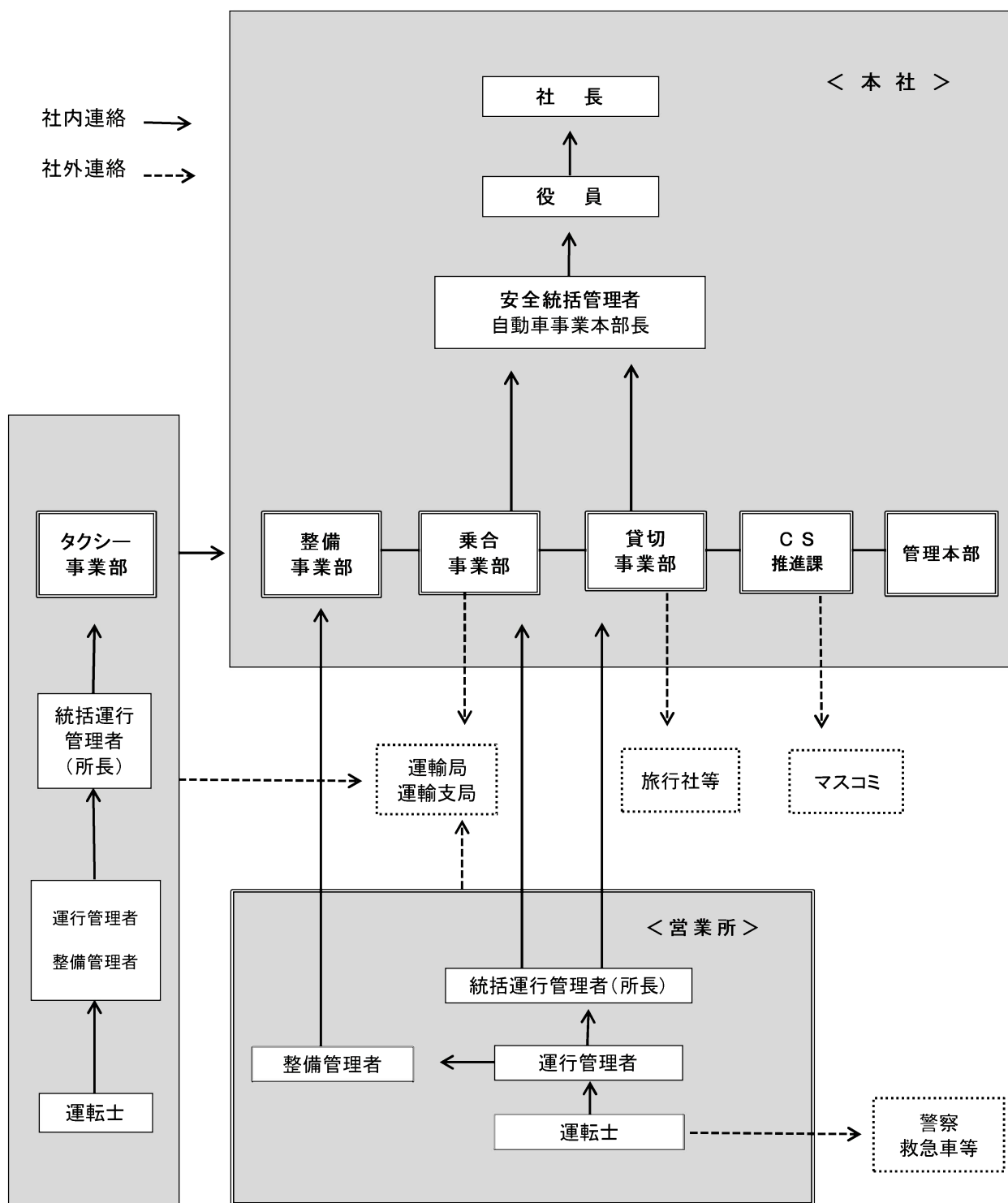
< 組 織 図 >



< 附 則 >

平成18年12月21日	施行
平成20年07月21日	改正（組織）
平成21年06月21日	改正（委員）
平成24年07月21日	改正（委員）
平成24年12月01日	改正（組織、規定内容）
平成28年06月15日	改正（組織）
令和01年05月01日	改正（組織、委員、規定内容）
令和元年07月21日	改正（組織、委員）

< 事故・災害時など緊急時の連絡体制 >



※通報系統どおり連絡することが困難な場合においては、順序を変更し速やかに漏れなく通報すること。